

平成19年 No.58

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

改正理由

平成20年1月1日付けで免許状更新講習事務室を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年12月18日 事務協議会 審議承認

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成19年12月19日

東京学芸大学長

鷺山恭彦

平成19年規則第34号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：平成20年1月1日付けで免許状更新講習事務室を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(課に置く室)</p> <p>第5条 1～2 [省略]</p> <p>3 学務課に、大学院室及び<u>免許状更新講習事務室</u>を置く。</p> <p>4～5 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(学務課)</p> <p>第16条 学務課<u>(大学院室を含む。)</u>においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(24) [省略]</p> <p><u>2 免許状更新講習事務室においては、免許状更新講習に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成20年1月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(課に置く室)</p> <p>第5条 1～2 [省略]</p> <p>3 学務課に、大学院室を置く。</p> <p>4～5 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(学務課)</p> <p>第16条 学務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(24) [省略]</p> <p>[省略]</p>